

四半期報告書

(第182期第1四半期)

自 平成23年12月1日

至 平成24年2月29日

日本毛織株式会社

E 0 0 5 5 2

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 2
- 2 事業の内容 3

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 3
- 2 経営上の重要な契約等 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 9
- (2) 新株予約権等の状況 9
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) ライツプランの内容 9
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 12
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月13日

【四半期会計期間】 第182期第1四半期（自平成23年12月1日 至平成24年2月29日）

【会社名】 日本毛織株式会社

【英訳名】 THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 光由

【本店の所在の場所】 神戸市中央区明石町47番地

【電話番号】 神戸(078)333局5050番

（上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務の大部分は下記で行っております。）

本店事務取扱場所 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号
電話番号 大阪(06)6205局6635番

【事務連絡者氏名】 経理室長 岡本 雄博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 タビックスビル内
日本毛織株式会社 東京支社

【電話番号】 東京(03)3551局1252番（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支社長 兼 東京支社総務課長 長澤 則夫

【縦覧に供する場所】 日本毛織株式会社 本社
（大阪市中央区瓦町3丁目3番10号）
日本毛織株式会社 東京支社
（東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 タビックスビル内）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第181期 第1四半期連結 累計期間	第182期 第1四半期連結 累計期間	第181期
会計期間	自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日	自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日	自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日
売上高 (百万円)	18,919	21,791	87,659
経常利益 (百万円)	1,021	981	4,942
四半期(当期)純利益 (百万円)	440	800	3,102
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,346	1,748	2,154
純資産額 (百万円)	69,377	68,607	67,642
総資産額 (百万円)	113,374	115,437	111,392
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	5.59	10.54	40.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.5	58.7	60.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高は、消費税等抜きで表示しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第181期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済環境は、東日本大震災の影響、欧州の債務危機、デフレの影響、雇用の悪化懸念など依然として厳しい状況にはあるなかで、各種の政策効果などを背景に緩やかに持ち直しの兆しが見られました。

このような情勢のなか、当社グループは、6事業領域・全方位で、限定せず、内向きならず、外に向かうという方針のもと、第1次中期経営計画3カ年の実績を検証し次期中期経営計画の足掛かりとすべく、各事業領域において重要課題を明確化することにより、更なる生産性向上への取組みに全力を挙げてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高21,791百万円（前年同期比15.2%増）、経常利益981百万円（前年同期比3.9%減）、四半期純利益800百万円（前年同期比81.5%増）となりました。

セグメントの概況は以下の通りです。

①衣料繊維事業

衣料繊維事業は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、販売数量の減少を販売単価でカバーしたため、増収となりました。

学校向け制服素材は、景況悪化の影響があるものの、流通段階の在庫調整が一巡したこともあって入学商戦向けの出荷が好調に推移し、増収となりました。

官公庁向け制服素材は、予算削減という厳しい環境の中で受注低迷が続きましたが、官公庁の3月年度末に向けた受注が旺盛となり、増収となりました。

一般企業向け制服素材は、通信、金融関係企業からの大口物件の受注により、増収となりました。

一般衣料向け素材は、原料高に伴う値上げと高機能素材品の増加に伴う販売価格の上昇により、増収となりました。

海外向け事業は、北米・欧州共に当社素材の認知度が高まったことで受注が好調に推移し、北米向けを中心に大幅な増収となりました。

以上の結果、衣料繊維事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は8,469百万円（前年同期比11.3%増）となりました。

②資材事業

資材事業は、ウールから化合織、糸から紐・フェルト・不織布・カーペットまでの開発・製造・卸売りを行っております。

産業資材は、フェルトが海外向けでやや軟調に推移しましたが、不織布および糸・紐は自動車関連の増産効果等の影響が大きく順調に推移し、増収となりました。

カーペットは、家庭用途向けは概ね計画通り推移しましたが、業務用途向けは厳しい状況が続き、減収となりました。

生活用資材は、ラケットスポーツ用品では、前期後半からの復調の流れで特にガット関係が健闘し、増収となりました。釣糸は、海外向けOEM生産が不振で、微減収となりました。

以上の結果、資材事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は3,269百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

③エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は、産業向け機械、電子・電気計測器、および制御装置の設計・製造・販売を行っております。

産業向け機械は、車載関係の受注が好調で、増収となりました。

電源・計測器は、国内ソリューション営業の強化、代理店との海外同行販促など積極的な営業活動を進めましたが、売上に寄与するまでには至らず、減収となりました。

画像検査機は、引き続き市場での評価を得て、増収となりました。

以上の結果、エンジニアリング事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は1,876百万円（前年同期比59.1%増）となりました。

④開発事業

開発事業は、ショッピングセンターなど商業施設の開発・賃貸・運営、住宅等の建設・販売、不動産管理など、「街づくり」を主眼とした地域共生型の不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）・「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）とともに、冬物衣料の好調・店舗の入替・空き区画の一部解消により、増収となりました。

不動産事業は、賃貸ビルの空き区画へのテナント誘致に努めましたが、引き続きテナント撤退および賃料引下げの影響を受け、減収となりました。

以上の結果、開発事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は1,823百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

⑤コミュニティサービス事業

コミュニティサービス事業は、ゴルフコース・練習場、テニススクール、乗馬クラブ、などのスポーツ施設や介護施設、カラオケなどのアミューズメント施設、携帯電話販売ショップやアイスクリームショップ、キッズランド施設（屋内型会員制幼児遊戯施設）、レンタルビデオショップなどの拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

スポーツ事業は、インドアテニススクールにおいて平成22年に開校した「ニッケテニスドーム小豆沢」（東京都板橋区）が全期間で売上に寄与したことや、利用者、入場者数が増加したことにより、増収となりました。

介護事業は、デイサービス事業・小規模居宅介護事業ともに利用者が順調に伸びたことに加え、平成23年5月に開所した認知症デイサービス「ニッケれんげの家」（愛知県一宮市）が売上に寄与し、増収となりました。

アミューズメント事業は、個人消費の冷え込みが厳しい中、微増収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場の急速な拡大に伴い販売台数が伸びたことにより、増収となりました。

キッズランド事業は、平成23年7月にオープンした「ピュアハートキッズランド・アルパーク広島」（広島市西区）に加え、既存2施設も集客を伸ばしたことにより、増収となりました。

その他新規事業は、ビデオレンタル事業にて平成23年12月に新たに7店舗が加わったことにより増収となりました。

以上の結果、コミュニティサービス事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は4,802百万円（前年同期比26.1%増）となりました。

⑥生活流通事業

生活流通事業は、寝装品・メンズ/レディースのイージーオーダー・手編毛糸の販売、馬具・乗馬用品の製造販売および各種商品の貿易代行業務、ペット用品の製造販売・ペットフードの輸入販売、100円ショップ向け卸売業、荷役・物流作業など、主に消費財を対象とした流通・小売を行っております。

寝装品は、百貨店・ギフト向けが低調であったものの、災害用毛布の需要が急増したことにより、大幅な増収となりました。

イージーオーダーは、新規顧客との取引が寄与し、増収となりました。

手編毛糸は、教室向け販売が回復せず、減収となりました。

100円ショップ向け卸売業は、前第3四半期からの新規事業であり、増収となりました。

馬具・乗馬用品は、中小規模の乗馬クラブ向け販売および小売が好調で、増収となりました。貿易代行業務は、取引先からの注文が伸びず、減収となりました。

ペット用品は、商品の改廃・絞り込みにより減収となりました。ペットフードは、顧客の低価格志向に歯止めがかからず、減収となりました。

以上の結果、生活流通事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は1,550百万円（前年同期比27.8%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下の通りであります。

(株式会社の支配に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ①株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合
- ②当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
- ③知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合
- ④当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合
- ⑤不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合
- ⑥株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

(2) 持続的企業価値向上に資する取組について

当社グループは、株主様から選任された取締役を中心に、持続的企業価値の向上のために以下のような取り組みを実施してまいりました。

①「NN120第1次(2009～2011)中期経営計画」の遂行

当社グループは創立120年の節目となる2016年に向けた「ニックグループ中長期ビジョン(NN120ビジョン)」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させるべく「NN120第1次(2009～2011)中期経営計画」を策定し、大幅な組織改正を行い6つの事業領域全てを「本業」と位置づけました。

当中期計画の実施期間においてはリーマンショックや東日本大震災の影響もあり厳しい状況が続きましたが、6事業領域・全方位で、限定せず、内向きにならず、外に向かうという方針を掲げ、生産性向上を最優先課題として成長発展を目指してまいりました。

②コーポレートガバナンスへの取り組み

これまで当社は「監査役設置会社」の形態を維持しておりますが、経営環境の変化により将来に向けて適切な対処が必要なことから、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としております。そうした観点により、2001年に取締役会議長を代表権のない取締役とし、2003年には取締役の任期を1年に短縮いたしました。更には2004年よりアドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。また、2006年には執行役員制度の導入、社外取締役の招聘を行い、2007年には買収防衛策の合理性・公正さを確保するため、特別委員会を設置いたしました。2010年からは証券取引所が指定を義務付ける独立役員を現在3名選任しております。

今後も企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得ることができるよう、コーポレートガバナンスの強化充実に努めてまいります。

③社会的責任への取り組み

企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であることが不可欠であると考えております。当社グループは、百有余年の伝統や企業理念にあるように、公正な競争を通じ利潤を追求することで社会に貢献していくことから、当然に倫理・法令遵守を前提としておりますが、倫理観に裏打ちされた事業経営を更に推進し企業倫理体制の更なる強化を図るために、2004年12月に企業倫理委員会(現 リスク管理委員会)を設置し、「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定しました。また「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの構築と運用に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、自由な発想が生まれ、生かされる企業風土のもと、これからも高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。

④環境への取り組み

当社グループは「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけております。1993年には「地球環境委員会」を設け、研究開発から製造、技術、販売、物流に至るすべての企業活動において環境保全への取り組みを進め、2007年までに当社の製造事業所全てと7つのグループ会社において、環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しました。また、CO2削減を目指すべく、「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとして継続的に環境保全に取り組んでまいりました。今後も引き続き持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

⑤株主還元策

当社グループは一貫して株主の利益を重要な課題の一つと考え経営にあたっており、配当につきましては、30年以上にわたり無配・減配することなく実施し、今後とも利益水準に応じた配当水準の維持に努める方針です。当社グループのビジネスモデルにもあるように、品質、量、価格の面においても長期安定的なサプライヤーになることで、安定的な収益をあげ、株主の皆様にも利益還元ができるものと考えます。今後とも、株主の皆様当社株式を継続的に安心して保有していただけるよう努めてまいります。

今後も、「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させ、引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

大規模買付者による買付行為の是非を株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような見解を有しているのか等の情報が開示されることも有用であると考えております。そのためには、大規模買付者からの情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが必要であると考えております。しかし、このような大規模買付行為に対しては、事前の対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されます。

上記趣旨を踏まえまして、あらかじめ以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることといたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討いたします。

このように客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではない旨を申し添えます。

①本プランの対象となる大規模買付

以下の i または ii に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

- i 当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- ii 当社が発行する株券等について、公開買付に係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

②大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりとなります。

i 「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

ア) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

イ) 大規模買付行為の概要

ウ) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要

エ) 大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

ii 十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記ア)～カ)のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定めた上で大規模買付者に追加的に情報を提供するよう要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付者情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様公表いたします。

また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表いたします。

ア) 大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取り組み状況

イ) 大規模買付行為の目的、方法および内容

ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

エ) 買付対価の算定根拠の概要

オ) 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容

カ) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

iii 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様公表いたします。

ア) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。

イ) 上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたうえで株主の皆様公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明いたします。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

iv 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合があります。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の(a)～(e)の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえで、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記(a)～(e)の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様の意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

(a) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(b) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合

(c) 当社の経営を支配した後当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合

(d) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

(e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

v 株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催いたしますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

vi 取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

vii 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

ア) 新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。

イ) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

③本プランの合理性・公正性を確保するための措置

i 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっております。

ii 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはございません。

iii 株主意思を重視するものであること

本プランは平成24年2月開催の当社定時株主総会における株主の皆様への決議に基づき発効しております。なお本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）若しくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

iv 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様へ適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発費は196百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,796,000
計	192,796,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年4月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	88,478,858	88,478,858	東京・大阪 (以上市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	88,478,858	88,478,858	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月1日～ 平成24年2月29日	—	88,478,858	—	6,465	—	5,064

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,567,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,593,000	74,593	同上
単元未満株式	普通株式 1,318,858	—	同上
発行済株式総数	88,478,858	—	—
総株主の議決権	—	74,593	—

②【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本毛織(株)	神戸市中央区明石町 47番地	12,567,000	—	12,567,000	14.20
計	—	12,567,000	—	12,567,000	14.20

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,138	10,409
受取手形及び売掛金	22,188	21,569
有価証券	503	—
商品及び製品	14,208	16,256
仕掛品	6,360	6,686
原材料及び貯蔵品	2,404	2,666
繰延税金資産	1,341	1,333
その他	1,944	2,418
貸倒引当金	△149	△168
流動資産合計	58,940	61,172
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	22,513	22,199
機械装置及び運搬具（純額）	3,386	3,395
土地	7,330	7,330
建設仮勘定	122	847
その他（純額）	552	547
有形固定資産合計	33,905	34,321
無形固定資産		
のれん	※1 138	※1 348
その他	350	359
無形固定資産合計	489	707
投資その他の資産		
投資有価証券	11,253	12,459
長期貸付金	329	329
破産更生債権等	48	42
長期前払費用	221	248
前払年金費用	4,554	4,486
繰延税金資産	422	388
その他	1,291	1,342
貸倒引当金	△63	△60
投資その他の資産合計	18,057	19,236
固定資産合計	52,452	54,265
資産合計	111,392	115,437

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,247	10,821
短期借入金	11,880	15,149
1年内償還予定の社債	249	229
未払法人税等	1,273	474
その他	6,963	6,813
流動負債合計	30,615	33,487
固定負債		
社債	212	152
長期借入金	690	667
繰延税金負債	883	1,073
退職給付引当金	3,238	3,246
役員退職慰労引当金	70	89
長期預り敷金保証金	7,492	7,607
資産除去債務	332	334
その他	214	172
固定負債合計	13,135	13,342
負債合計	43,750	46,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,465	6,465
資本剰余金	4,544	4,544
利益剰余金	63,542	63,575
自己株式	△7,514	△7,517
株主資本合計	67,037	67,067
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	112	935
繰延ヘッジ損益	6	35
為替換算調整勘定	△367	△283
その他の包括利益累計額合計	△248	686
少数株主持分	853	853
純資産合計	67,642	68,607
負債純資産合計	111,392	115,437

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)
売上高	18,919	21,791
売上原価	14,171	16,864
売上総利益	4,747	4,926
販売費及び一般管理費	3,754	4,095
営業利益	993	831
営業外収益		
受取利息	11	23
受取配当金	79	114
その他	70	152
営業外収益合計	160	289
営業外費用		
支払利息	48	58
その他	82	81
営業外費用合計	131	139
経常利益	1,021	981
特別利益		
負ののれん発生益	—	212
特別利益合計	—	212
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	—	31
事業構造改善費用	27	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	200	—
特別損失合計	228	31
税金等調整前四半期純利益	793	1,162
法人税、住民税及び事業税	211	459
法人税等調整額	146	△94
法人税等合計	358	365
少数株主損益調整前四半期純利益	434	797
少数株主損失(△)	△6	△2
四半期純利益	440	800

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純利益	434	797
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	912	840
繰延ヘッジ損益	△0	28
為替換算調整勘定	△41	97
持分法適用会社に対する持分相当額	41	△16
その他の包括利益合計	911	950
四半期包括利益	1,346	1,748
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,354	1,741
少数株主に係る四半期包括利益	△8	6

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年12月1日
至 平成24年2月29日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、新たに設立した日毛（上海）管理有限公司、株式を取得した南海糸糸紡績株式会社、重要性が増した上海高織制紐有限公司をそれぞれ連結の範囲に含めております。

また、持分法を適用していたニッケポートフィリップスカーリング社は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の範囲の重要な変更

持分法を適用していたニッケポートフィリップスカーリング社は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年12月1日
至 平成24年2月29日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)												
<p>※1 のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>138</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <p>非連結子会社の金融機関よりの借入金36百万円に対し債務保証を行っております。</p> <p>_____</p>	のれん	138百万円	負ののれん	0	差引	138	<p>※1 のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>349百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>348</td> </tr> </table> <p>_____</p> <p>3 受取手形割引高</p> <p>受取手形割引高は、16百万円であります。</p>	のれん	349百万円	負ののれん	0	差引	348
のれん	138百万円												
負ののれん	0												
差引	138												
のれん	349百万円												
負ののれん	0												
差引	348												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)
減価償却費 857百万円	減価償却費 838百万円
のれんの償却額 17百万円	のれんの償却額 13百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月24日 定時株主総会	普通株式	790	10	平成22年 11月30日	平成23年 2月25日	利益剰余金

(2)基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月24日 定時株主総会	普通株式	759	10	平成23年 11月30日	平成24年 2月27日	利益剰余金

(2)基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注2)
	衣料繊維 事業	資材事業	エンジ アリング 事業	開発事業	コミュ ニティ サービス 事業	生活流通 事業	合計		
売上高									
(1)外部顧客への 売上高	7,611	3,235	1,179	1,870	3,808	1,213	18,919	—	18,919
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	72	13	0	405	11	97	600	△600	—
計	7,684	3,248	1,179	2,275	3,820	1,310	19,519	△600	18,919
セグメント利益 又は損失(△)	293	51	△61	867	103	51	1,305	△312	993

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△312百万円には、セグメント間取引消去△27百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△284百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注2)
	衣料繊維 事業	資材事業	エンジ アリング 事業	開発事業	コミュ ニティ サービス 事業	生活流通 事業	合計		
売上高									
(1)外部顧客への 売上高	8,469	3,269	1,876	1,823	4,802	1,550	21,791	—	21,791
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	88	26	6	404	11	132	670	△670	—
計	8,558	3,295	1,883	2,227	4,814	1,682	22,461	△670	21,791
セグメント利益 又は損失(△)	140	△27	6	841	174	90	1,226	△394	831

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△394百万円には、セグメント間取引消去△3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△391百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下の通りであります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が無いため記載しておりません。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり四半期純利益金額	5円59銭	10円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	440	800
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	440	800
普通株式の期中平均株式数(千株)	78,871	75,908

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月9日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本毛織株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。